

防衛装備庁公示第12号
平成27年10月1日
一部改正：防衛装備庁公示第47号
令和7年7月17日

防衛装備庁が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官 石川 武
(公印省略)

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、入札及び契約心得（防衛装備庁公示第1号。27.10.1）第2.2項の規定に従って、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

- ア 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2又は武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が業態調査の結果、一者に限られると類推される航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達
- イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの
- ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が業態調査の結果、一者に限られると類推される防衛装備品に係る一般輸入調達
- エ 企業が試作請負業務（研究試作を除き、自隊研究を含む。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの（当該試作請負業務において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。）
- オ 複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注さ

れる契約を除く。)で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの

カ 試作請負業務（研究委託を除き、自隊研究を含む。）に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が業態調査の結果、一者に限られると類推される場合

キ 過去2カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）や知的財産権等を利用する権限を有する者又は設備等を有する者が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの

添付書類：対象契約一覧表

対象契約一覧表

1/11

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	提出先 (問合せ先)
1	P-1固定翼哨戒機の製造に係る 契約	ア	H27.10.1	契約履行に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機調達官 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35605
2	C-2輸送機の製造に係る契約	ア	H27.10.1	契約履行に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
3	P-1用エンジン(F7-10)の製造に係る 契約	ア	H27.10.1	契約履行に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
4	RC-2の製造に係る契約	ア	R4.9.12	契約履行に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
5	(削除)				

対象契約一覧表

2/11

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	提出先 (問合せ先)
6	T-7機体定期修理に係る契約	ア	R6.6.19	契約履行に必要なとなる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機調達官 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35605
7	T-5機体定期修理に係る契約	ア	R6.6.19	契約履行に必要なとなる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
8	T-4機体定期修理に係る契約	ア	R6.6.19	契約履行に必要なとなる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
9	(削除)				
10	T-4用エンジン・オーバーホール(F3-IHI-30/-30B)に係る契約	ア	R6.6.19	契約履行に必要なとなる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

3/11

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	提出先 (問合せ先)
11	T-400用エンジン・オーバーホール(JT15D-5F)に係る契約	ア、イ	R6.6.19	契約履行に必要なとなる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。 また、契約履行に必要なとなるライセンス実施権をカナダ国プラット・アンド・ホイットニー・カナダ・コーポレーションから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機調達官 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35605
12	U-125/A用エンジン・オーバーホール(TFE731-5R-1H)に係る契約	ア、イ	R6.6.19	契約履行に必要なとなる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。 また、契約履行に必要なとなるライセンス実施権を米国ハネウェル・インターナショナル・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
13	T-7用エンジン・オーバーホール(250-B17F)に係る契約	ア、イ	R6.6.19	契約履行に必要なとなる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。 また、契約履行に必要なとなるライセンス実施権を米国ロールス・ロイス・コーポレーションから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
14	C-1機体定期修理に係る契約	ア	R6.6.19	契約履行に必要なとなる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
15	US-2機体定期修理に係る契約	ア	R6.6.19	契約履行に必要なとなる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

4/11

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	提出先 (問合せ先)
16	U-4機体定期修理に係る契約	ア、イ	R6.6.19	契約履行に必要となる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。 また、契約履行に必要となるライセンス実施権を米国ガルフストリーム・エアロスペース・コーポレーションから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機調達官 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35605
17	C-1用エンジン・オーバーホール(JT8D-9)に係る契約	ア	R6.6.19	契約履行に必要となる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
18	C-2輸送機の機体構成品製造に係る契約	ア	R6.6.19	契約履行に必要となる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
19	YS-11FC/EA/EBの機体定期修理に係る契約	ア	R6.6.19	契約履行に必要となる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
20	(削除)				

対象契約一覧表

5/11

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	提出先 (問合せ先)
21	T-5用エンジン・オーバーホール(250-B17D)に係る契約	ア、イ	R6.6.19	契約履行に必要なとなる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。 また、契約履行に必要なとなるライセンス実施権を米国ロールス・ロイス・コーポレーションから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機調達官 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35605
22	(削除)				
23	U-4用エンジン・オーバーホール(TAY611-8)に係る契約	ア、イ	R6.6.19	契約履行に必要なとなる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。 また、契約履行に必要なとなるライセンス実施権を英国ロールス・ロイス・コーポレーションから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
24	US-2救難飛行艇の製造に係る契約	ア	R6.6.19	契約履行に必要なとなる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
25	P-1機体定期修理に係る契約	ア	R6.6.19	契約履行に必要なとなる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可等を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

6/11

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	提出先 (問合せ先)
26	T-4機体改修部品の製造等に係る契約	ア	R6.6.19	契約履行に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機調達官 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35605
27	(削除)				
28	(削除)				
29	(削除)				
30	(削除)				

対象契約一覧表

7/11

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	提出先 (問合せ先)
31	(削除)				・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機調達官 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35605
32	UP－1機体改修の構成品の製造等に係る契約	ア	R6.6.19	契約履行に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
33	US－2用BLC装置(KCS－2001)の製造に係る契約	キ	R6.6.19	契約履行に必要なUS－2用BLC装置(KCS－2001)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用出来ることが証明できること。	
34	LR－2用エンジン・オーバーホール(PT6A－60A)に係る契約	ア、イ	R6.6.19	契約履行に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。 また、契約履行に必要なライセンス実施権をカナダ国プラット・アンド・ホイットニー・カナダ・コーポレーションから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
35	TC－90用エンジン・オーバーホール(PT6A－135A)に係る契約	ア、イ	R6.6.19	契約履行に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。 また、契約履行に必要なライセンス実施権をカナダ国プラット・アンド・ホイットニー・カナダ・コーポレーションから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

8/11

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	提出先 (問合せ先)
36	TC/LC-90用エンジン・オーバーホール (PT6A-21)に係る契約	ア、イ	R6.6.19	契約履行に必要となる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。 また、契約履行に必要となるライセンス実施権をカナダ国プラット・アンド・ホイットニー・カナダ・コーポレーションから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機調達官 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35605
37	(削除)				
38	OH-1用エンジン・オーバーホール(TS1-M-10)に係る契約	ア	R6.6.19	契約履行に必要となる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
39	OH-6D用エンジン・オーバーホール(250-C20B)に係る契約	ア、イ	R6.6.19	契約履行に必要となる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。 また、契約履行に必要となるライセンス実施権を英国ロールス・ロイス・コーポレーションから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
40	OH-6D機体定期修理に係る契約	ア、イ	R6.6.19	契約履行に必要となる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。 また、契約履行に必要となるライセンス実施権を米国エムディ・ヘリコプターズ・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

9/11

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	提出先 (問合せ先)
41	OH-1機体定期修理に係る契約	ア	R6.6.19	契約履行に必要なとなる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機調達官 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35605
42	MCH/CH-101用エンジン・オーバーホール(RTM322)に係る契約	ア、イ	R6.6.19	契約履行に必要なとなる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。 また、契約履行に必要なとなるライセンス実施権を仏国サフラン・ヘリコプター・エンジンズ社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
43	LTS-101-750-B-1(-650B-1)エンジン・オーバーホール等に係る契約	ア、イ	R6.6.19	契約履行に必要なとなる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。 また、契約履行に必要なとなるライセンス実施権を米国ハネウェル・インターナショナル・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
44	BK117 A-4型及びB-1型試験計測用航空機機体定期修理等に係る契約	ア	R6.6.19	契約履行に必要なとなる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
45	AH-1S/UH-1J用エンジン・オーバーホール(T53-L/K-703)に係る契約	ア、イ	R6.6.19	契約履行に必要なとなる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。 また、契約履行に必要なとなるライセンス実施権を米国Ozark Aeroworks,LLCから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	

対象契約一覧表

10/11

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	提出先 (問合せ先)
46	MCH／CH－101用エンジン(RTM322) の製造に係る契約	ア、イ	R6.6.19	契約履行に必要なとなる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2 に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みが あることが証明できること。 また、契約履行に必要なとなるライセンス実施権を仏国サフラン・ヘリコプター・エ ンジンズ社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明でき ること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機調達官 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35605
47	P-3C機体定期特別修理に係る契約	ア	R6.9.3	契約履行に必要なとなる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の 2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込み があることが証明できること。	
48	UH－1J機体定期修理に係る契約	ア、イ	R7.6.2	契約履行に必要なとなる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の 2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条 第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあるこ とが証明できること。 また、契約履行に必要なとなるライセンス実施権を米国ベル・テキストロン・インク から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
49	AH－1S機体定期修理に係る契約	ア、イ	R7.7.17	契約履行の実施に必要なとなる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第 2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第 14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みが あることが証明できること。 また、契約履行に必要なとなるライセンス実施権を米国ベル・テキストロン・インク から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
50	CH－47J／JAの製造に係る契約	ア、イ	R7.7.17	契約履行に必要なとなる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の 2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込み があることが証明できること。 また、契約履行に必要なとなるライセンス実施権を米国ザ・ボーイング・カンパ ニーから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できるこ と。	

対象契約一覧表

11/11

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	提出先 (問合せ先)
51	CH-47J/JA機体定期修理に係る契約	ア、イ	R7.7.17	契約履行の実施に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。 また、契約履行に必要なライセンス実施権を米国ザ・ボーイング・カンパニーから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機調達官 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35605
52	P-3C(派生機を含む)機体定期修理に係る契約	ア、イ	R7.7.17	契約履行の実施に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。 また、契約履行に必要なライセンス実施権を米国ロッキード・マーチン・コーポレーションから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
53	P-3C(派生機を含む)用エンジン・オーバーホール(T56-14)に係る契約	ア、イ	R7.7.17	契約履行に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。 また、契約履行に必要なライセンス実施権を米国ロールス・ロイス・コーポレーションから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
54	C-130H用エンジン・オーバーホール(T56-A-15)に係る契約	ア、イ	R7.7.17	契約履行に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。 また、契約履行に必要なライセンス実施権を米国ロールス・ロイス・コーポレーションから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
55	US-2用エンジン・オーバーホール(AE2100J)に係る契約	ア、イ	R7.7.17	契約履行に必要な航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可及び同法第9条第1項又は第14条第1項に規定する修理方法の認可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。 また、契約履行に必要なライセンス実施権を米国ロールス・ロイス・コーポレーションから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	